

副 本

乙第 373 号証

の 1

特ダ第 104 - 22 号

平成 20 年 10 月 14 日

国土交通省関東地方整備局長

菊 川 滋 様

群馬県知事 大 澤 正



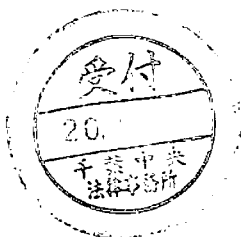
ハッ場ダム建設事業について（照会）

本県の河川行政の推進につきましては、日頃から種々の御配意を賜り感謝いたします。

さて、本県におきましては、ハッ場ダム建設事業に関し、群馬県知事外 1 名を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（前橋地裁平成 16 年（行ウ）第 43 号）が提起され、現在前橋地方裁判所で審理中です。

当該訴訟事件の争点は、群馬県知事によるハッ場ダム建設事業に対する負担金の支出等に財務会計法規上の義務違反があるか否かですが、その根拠の一つとして、原告らは、ハッ場ダム湛水域斜面に地すべり危険域が多数あり、地すべりの発生可能性についての調査や対策等が不十分であるため、ハッ場ダムは施設自体の安全性を欠くと主張しています。

つきましては、別紙記載の奥西一夫氏の意見書及び証言に関する主張の要旨について、貴職のご意見を確認させて頂きたく照会します。



1 ダム地すべりの認識と対策の考え方について（意見書2～8ページ）

ダム湛水域の斜面で地すべりが起こり、地すべり土塊がダム湖に流入すると、ダム湖に津波が起こり、湛水域で津波災害を引き起こすほか、ダムを越流すると下流に段波となって流れ下り、瞬間的にせよ河道の洪水疎通能力を超えて氾濫することが多く、段波特有の大きな破壊力で堤防や橋などを破壊することが多い。

このため、ダム湛水域において地すべりが発生することは絶対にあってはならないのであり、地すべりの危険度が高い地域にダムを建設する場合には、それに伴う地すべり対策の費用が巨額になることを覚悟しなければならない。さもなければ殺人ダムを造ることになってしまう。したがって、ダムを建設しようとする場合、ダムに湛水しても地すべり発生の可能性が全くないことをあらかじめ確認することが大前提となる。

また、国土交通省は、「試験湛水が終了するまで継続的に調査していくのが一般的である。」としており、一方で検討委員会では、「諸課題を認識したうえで、安全かつ合理的な地すべり対策の計画案を作成している。」としているが、後者が正しければ、その計画案に沿って地すべり対策をおこなえば安全なダムを合理的に建設できるはずであり、今後の調査によって地すべりに対する安全性を確保する必要はないはずである。

さらに、地すべりに関して安全な八ッ場ダムを建設できるという確認がいつ行われるのか全く分からず、「試験湛水が終了するまで継続的に調査する。」という文言からは、試験湛水終了時点で安全であると判断されなければ安全なダムを建設することができなかつたことになり、現時点で八ッ場ダムは安全であると保証されていないことになる。

奈良県の大滝ダムでは、専門家会議が白屋地区地すべりに関する結論的な判断を提出した11年以上も前に本体工事を開始しており、前述の大前提を

無視した技術の暴走だと言わねばならない。

国土交通省は、「ダム完成後の湛水にあたり万全を期するために、貯水池全域の斜面を対象に再検討を行う予定としており、その結果、地すべり対策に修正が加えられていくことになるが、貯水池周辺の地すべりに対しては、技術的には十分対応可能と判断している。」と述べているが、ダム完成後に再検討を行うということは、大滝ダムで実際に起こった前述の「技術の暴走」が八ッ場ダムでも既に起こっているのではないかとの疑いを強く抱かせるものである。

2 八ッ場ダム計画における地すべり危険斜面の認識について（意見書15～25ページ）

（1）川原畑地区二社平について

地質平面図、地質縦断図を見ると、推定地すべり土塊の背後に滑落崖があり、また、推定地すべり土塊の底部にある温井石英斑岩は西側にシート状に延びているとともに、温井石英斑岩と八ッ場安山岩類の境界のすべり面は北方に延びていると推定されることから、地すべり地形は、国土交通省が設定した推定地すべり土塊より大きく広がっていると考えられる。

国土交通省が地すべり対策が必要であるとして設定した推定地すべり土塊の範囲は、安価な地すべり対策となるよう、意図的に狭く設定したものと考えられ、二社平の斜面は、湛水条件下での地すべりに対して安全ではない。

また、現時点での判断として、「技術的には十分対応可能」としているが、実際には十分な対応をしない可能性があり、国土交通省の説明は信用できない。

（2）林地区勝沼について

国土交通省が地すべり対策が必要として絞り込んだ林・勝沼地区の2箇所については、過去の地すべりの活動記録の一部にすぎず、また、不動域としている中央ブロックについても、明らかに過去に地すべり活動があった区域

である。

過去の地すべり活動による地すべり面は存在するはずであるのに、「詳細な地質調査」によっても地すべり面を確認できなかったとするのは、地質調査に瑕疵があったと言わねばならない。

(3) 横壁地区西久保について

横壁・西久保地区のうち、平成10年に発生した横壁・小倉地区の地すべりは、地すべり地として認定しなかった斜面で地すべりが起こったものである。このことは重大なこととして受け止めるべきであり、当該斜面だけ対策をすれば十分だとは決して言えない。当該斜面と同様の地形・地質条件を持つ斜面については悉皆調査をすべきであり、これを行っていない起業者の調査には基本的な欠陥がある。

(4) 横壁地区白岩沢右岸について

H8横壁地区地質調査報告書の概査で抽出された7つの地すべりブロックは、地すべり地形と似ているが、地すべり地形ではないとしているにも関わらず、これらのブロックで安定計算を行っており、全く見当違いの危険度評価をしている。

また、安定計算においても、ダム湛水等により地すべりが発生するとすれば、熱水変質によって生じた粘土層の最も強度の低い箇所地すべり面が形成される可能性が大きいため、試料③の強度特性を用いなければならないが、国土交通省は、試料①、②のピーク強度の平均値を用いて安定計算を行っており、全く無意味な危険度評価をしている。

3 ハッ場ダム計画における地すべり対策について(意見書25～27ページ)

(1) 計画安全率について

国土交通省は、地すべり対策の検討において、計画安全率を1.10と設定しているが、貯水池斜面に関しては、計画安全率を1.20にすれば斜面の安定が確保でき、かつ、むやみに大きい安全率によって膨大な防止工を計

画する必要はないとされており、1.10という安全率は低すぎる。安全率が1以上1.05未満の斜面では湛水による安全率低下が0.05未満であっても湛水時の安全率が1を割る場合があり、地すべり対策が行われなことから、目標安全率にはほど遠い状態に放置されることになる。このため、八ッ場ダムで計画されている地すべり対策は、安心、安全からはほど遠いものであると言わねばならない。

(2) 地震対策について

八ッ場ダム計画における地すべり対策で決定的に欠落しているのは、地震に対する備えであり、震度5以下の地震動に対しても八ッ場ダムは決して安全ではない。

(3) 調査検討すべき斜面について

八ッ場ダムの湛水域には多くの地すべり指定地・地すべり危険箇所がある。調査検討すべき斜面の数はその数倍以上にのぼるであろうことは経験上確かであるから、それを覚悟した上でダム着工の決定がなされたはずである。それだけの数の斜面について調査検討し、対策することが過重な負担であると言うのなら、八ッ場ダムのダムサイトはダムを造るべき場所ではなかったということに過ぎない。